

[事案 2021-79] 新契約取消請求

・令和3年12月21日 裁定終了

<事案の概要>

希望していた内容の保険ではなかったことを理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年6月に契約した終身保険について、保険料が掛け捨て（全くお金が返ってこない）型ではない保険に加入したいとの意向があったにもかかわらず、実際には、掛け捨て型の保険に加入させられたため、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、申立人の考える掛け捨て型の保険ではない。
- (2) 募集人は、解約返戻金が払込保険料額を下回ること、保険金額が払込保険料総額を下回ることを加入時に説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の取消しを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。